五　構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルの規格に適合するものに限る。）

六　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）に規定する枠組壁工法構造用製材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の規格に適合するものに限る。）

七　製材（製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。）

八　集成材（集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものに限る。）

九　合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定する構造用合板又は化粧ばり構造用合板の規格に適合するものに限る。）

（木材製造高度化計画の認定の申請）

第二条　法第十七条第一項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十七条第二項第三号の場合にあっては、同号の施設の規模及び構造を明らかにした図面

四　法第十七条第二項第四号の場合にあっては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

（木材製造高度化計画の変更の認定の申請）

第三条　法第十八条第一項の規定により木材製造高度化計画の変更の認定を受けようとする認定木材製造業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（木材製造高度化計画の軽微な変更）

第四条　法第十八条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（国有試験研究施設の減額使用の手続）

第五条　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号。以下「令」という。）第三条第二項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）

別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように改める。

別記様式第１号（第２条関係）

木材製造高度化計画に係る認定申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請者
住　所
名　称　及　び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第17条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

四　法第十条第二項第四号の場合にあっては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

（木材製造高度化計画の変更の認定の申請）

第二条　法第十一条第一項の規定により木材製造高度化計画の変更の認定を受けようとする認定木材製造業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（木材製造高度化計画の軽微な変更）

第三条　法第十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（国有試験研究施設の減額使用の手続）

第四条　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第二項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）